



寒い日が続いておりますが、皆様どうお過ごしでしょうか。
2月と言えばバレンタイン... 気になるあの人に、仲良くなりたいあの人へチョコを...なんて思ってる方もいるのでは？
バレンタインといえば、女性から男性へプレゼントする・チョコレートを贈るというイメージですが、実は日本独自に
形を変え、今の形になったと言われています。(諸説ありますが...)義理チョコ・友チョコも日本独自のものだそうです。
近年では男性から女性にチョコを渡すというケースも ！？私はいつでもお待ちしておりますので、ぜひお願い致します。

今月のテーマは...医療費控除

今月のテーマは”医療費控除”です。
「病院は全然行ってないから関係ないなあ」と思われる方もいらっしゃると思いますが、実は意外なものが控除の対象になっていたり、所得税の還付を受けられる場合があります。医療費控除の基礎・対象となるものについて取り上げていきます。

医療費控除とは...？

その年の1月1日から12月31日までの間に自己又は自己と生計を一にする配偶者やその他の親族のために医療費を支払った場合には、一定の金額の所得控除を受けることができます。これを医療費控除といいます。

医療費控除の計算の仕方は...？

医療費控除の金額は、次の式で計算した金額(最高で200万円)です。

(実際に支払った医療費の合計額 - (1)の金額) - (2)の金額

- (1) 保険金などで補填される金額
(例) 生命保険契約などで支給される入院費給付金や健康保険などで支給される高額療養費・家族療養費・出産育児一時金など
- (注) 保険金などで補填される金額は、その給付の目的となった医療費の金額を限度として差し引きますので、引ききれない金額が生じた場合であっても他の医療費からは差し引きません。
- (2) 10万円
(注) その年の総所得金額等が200万円未満の人は、総所得金額等の5%の金額

申告するには何が必要...？

医療費の領収書が必要となってきます。
必要な領収書の金額は、総所得金額に応じて異なります。
例えば給与所得のみの方の場合は源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」が
200万円以上の場合
総額10万円を超える医療費等の領収書等
200万未満の場合
「給与所得控除後の金額」×5%で計算した金額を超える医療費等の領収書等 を集める必要があります。
上記①・②に当てはまる場合は、全ての領収書が必要となります。



医療費控除の対象になるものは...？

角膜矯正療法による近視治療の費用・禁煙治療費用・ガン治療費用・治療の為のマッサージやはり治療・
医師の処方したワクチンの購入・下痢止め薬の購入費用・妊婦の定期健診費用・不妊治療の費用・
人工授精費用・通院のための電車費用・電車やバスの利用できない場合のタクシー代 など
様々なものが控除の対象となりますが、**医師の処方が必要なものや明細書の作成が必要であったりする**など
注意が必要です。お困りの際は当税理士法人に気軽にお電話ください。

セルフメディケーション税制とは...？

セルフメディケーション税制とは、健康の維持増進や予防の自発的な取組を促す観点から、医療薬品と同じ有効成分が含まれる**市販薬(いわゆるスイッチOTC薬)**を代替的に使用することを促進するために、スイッチOTC薬の購入費用に係る医療費控除の特例が設けられた制度です。
適用期間は**平成29年1月1日から平成33年12月31日まで**です。

医療費控除との違いは...？
健康の維持増進や予防のために購入した市販薬が対象になるということです。

控除額の計算方法は...？

1年間に支払った スイッチOTC薬品購入費	-	12,000円	=	本特例による医療費控除額 (最高限度額は88,000円です)
--------------------------	---	---------	---	-----------------------------------

適用期間中は、この特例と今までの**医療費控除のどちらか一方**を選択して適用を受けられるようになります。どちらがよりお得になるかを検討して選択しましょう。
詳しくは次号へ続きます...

確定申告のお知らせ

<三宅税理士法人へ依頼して下さる方々>
いつも確定申告資料の早めの提出にご協力頂きありがとうございます。
まだ資料お持ち頂いていない方も、資料のご準備をお願い致します。

税目	受付時期	現金納付期限	振替納税期限
所得税	2月16日～3月15日	3月15日	4月20日
消費税	～3月31日	3月31日	4月25日
贈与税	2月1日～3月15日	3月15日	-
還付申告	1月1日～		-

経営計画発表会を行いました

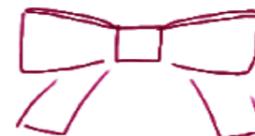


1月16日(月)に、第4期経営計画発表会を行いました。
2017年の基本方針や各個人の目標を発表します。決めた目標は毎週火曜日に
チェックを行います。目に見えて、出来たことや出来なかったことが分かるので
自分に足りない所が見えてきます。
目標達成に向け、スタッフ一同、日々頑張ります。



<2月のカレンダー>

1	水	*贈与税申告受付開始
9	木	*経営計画書作成セミナー・Vision
10	金	*1月分源泉所得税・住民税の納付期限
16	木	*所得税確定申告受付開始
23	木	*税理士記念日
28	火	*12月決算法人の確定申告・納付期限
		*1月分の社会保険料の納付期限
		*6月決算法人の中間申告・納付期限
		*消費税(4期)の納付期限 (年税額400万円超の3・9月決算法人)



<Visionのご案内>

毎月開催中の**経営計画書作成セミナー: Vision**
今月の開催日は**2月9日(木)**です。
経営者の方が日頃考えていらっしゃる事を、年に一度、当事務所において頂き、
経営方針書や行動計画表を作成して頂いています。
まだ参加された事のない方、経営計画書を作ってみませんか。

開催日	個人事業者・対象法人	申込期限
2月9日(木)	12・1・2・3月決算法人様	2月3日(金)
3月16日(木)	1・2・3・4月決算法人様	3月10日(金)
4月13日(木)	2・3・4・5月決算法人様	4月7日(金)